

## 独自提案事業 実施報告（5／6）

### 【事業概要】

事業名	粉碎機の導入事業	実施主体／市町村	富岡市
補助率	1／2以内		
採択の方	・森林整備後の管理体制が確保されていない時点で「荒廃した里山・平地林の整備」と同等以上の提案があった場合は、「管理体制の構築に努めることを条件」とし、各事業毎の補助上限額の1／2以内、同一地につき1回限りを条件に独自提案事業として認める。		

基本方針	里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造 ぐんま緑の県民税の趣旨・目標に照らし、適切な事業内容であると認められ、かつ第三者機関である「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」の承認を得たものであること。
事業の目的	市内の地区公民館11館と児童館1館の計12館に12台の粉碎機を配置し、地域住民に貸し出す。

### 【事業の採択状況】 単位：円

事業費	8,394,000
うち県民基金	4,197,000

### 【実施状況】

事業成果			
台数	12台	事業費(補助金)	5,199,600円 (2,599,000円)
			

### 【課題・方向性】

- ・ 導入後のメンテナンス、適切な運用を行う。

### 【実施状況の評価(評価者：県)】

- ・ 採択された計画内容に基づき、適正に実施されている。

### 【事業実施者・地域住民等からの意見】

- ・ 県民税の補助を受けて、里山の整備を進めたい。

# 独自提案事業 実施報告（6／6）

## 【事業概要】

事業名	連石山「石切り場」周辺整備事業	実施主体／市町村	甘楽町
補助率	1/2以内		
採択の方	・森林整備後の管理体制が確保されていない時点で「荒廃した里山・平地林の整備」と同等以上の提案があった場合は、「管理体制の構築に努めることを条件」とし、各事業毎の補助上限額の1/2以内、同一地につき1回限りを条件に独自提案事業として認める。		

基本方針	里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造 ぐんま緑の県民税の趣旨・目標に照らし、適切な事業内容であると認められ、かつ第三者機関である「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」の承認を得たものであること。
事業の目的	連石山にある富岡製糸場の建設の際の石切場の史跡については、ハイキングコースが整備されているものの、近年森林整備がなされてないことから荒廃しており、森林整備により公益的機能を増進を図る。

## 【事業の採択状況】 単位:円

事業費	4,050,000
うち県民基金	2,025,000

## 【実施状況】

事業成果	2年計画の2年目の森林整備の実施。平成27年度については、1.50haの整備を実施し、平成26年度と合わせて2.30haの森林環境を改善し、公益的機能の維持増進を図った。		
面積	1.50ha	事業費(補助金)	4,050,000円 (2,025,000円)
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">着工前</p>  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">完成</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">状況</p>  </div> </div>			

## 【課題・方向性】

- ・ 整備完了後の良好な状態を維持するよう、適切な管理を行う。

## 【実施状況の評価(評価者:県)】

- ・ 採択された計画内容に基づき、適正に実施されている。

## 【事業実施者・地域住民等からの意見】

- ・ 事業実施により、整備された森林を継続的に維持していきたい。

独自提案 事業一覧

年度	新規 継続	一次 二次 別	市町村名	事業名	事業実施者	事業概要	計画採択		区分	実績		繰越		廃止		備考
							事業費 (円)	県補助金 (円)		事業費 (円)	県補助金 (円)	事業費 (円)	県補助金 (円)	事業費 (円)	県補助金 (円)	
H27	継続	1	高崎市	里山元気再生事業	高崎市	高崎市による市内の団体が実施する竹林や里山伐採、刈払い等への活動支援事業	6,000,000	3,000,000	完了	5,921,526	1,743,000					竹林
H27	継続	1	洪川市	竹林整備事業	洪川市	洪川市による安全・安心な生活環境づくりを目的とした放置竹林の整備	4,746,600	1,012,500	完了	4,744,440	1,012,000					竹林
H27	新規	1	神流町	竹林伐採作業	神流町	神流町が人口減少と高齢化対策として実施する臨時雇用の事業と連携した荒廃した竹林整備	2,296,000	700,000	廃止					2,296,000	700,000	
H27	新規	1	甘楽町	甘楽中学校森林体験活動	甘楽町	甘楽中学校の生徒・PTAによる学校周辺の荒廃した竹林の整備と森林整備体験を通じた森林環境教育	1,770,000	885,000	完了	1,760,400	880,000					森林
H27	継続	1	邑楽町	大黒地区森林整備事業	邑楽町	河川に隣接する荒廃した平地林を整備し、地域の安全・安心に資する	700,000	350,000	完了	700,000	350,000					森林
H27	-	2	富岡市	粉砕機を導入事業	富岡市	市内12箇所を設置された「地域づくり協議会」に自走式樹木等粉砕機等を貸出し、通学路等の通行の支障になる竹林や樹木等を整備することにより、獣害対策や治安・景観の問題を解消し、地域の安全・安心を確保する	8,394,000	4,197,000	完了	5,199,600	2,599,000					
H27	継続	2	甘楽町	連石山「石切り場」周辺整備事業	甘楽町	官営岡製糸場の土台礎石を切り出した史跡地周辺の整備による森林整備	4,050,000	2,025,000	完了	4,050,000	2,025,000					竹林
合計							27,956,600	12,169,500		22,375,966	8,609,000			2,296,000	700,000	

平成27年度 市町村提案型事業 市町村別 一覧

○平成27年度 市町村別の採択状況及び実施状況は次のとおりです。

	市町村名	平成26年度繰越				平成27年度採択						平成27年度実施状況						平成27年度内完了	
		繰越		実績		第1次募集		第2次募集		合計		実績(完了)		繰越		廃止			
		事業数	補助金額	事業数	補助金額	事業数	補助金額	事業数	補助金額	事業数	補助金額	事業数	補助金額	事業数	補助金額	事業数	補助金額		
1	前橋市					10	2,394,000	7	1,611,000	17	4,005,000	17	3,959,000					17	3,959,000
2	高崎市	2	36,100,000	2	35,926,000	17	27,926,600	3	856,000	20	28,782,600	13	6,649,000	2	19,986,000	5	537,600	15	42,575,000
3	桐生市					5	1,884,200			5	1,884,200	5	1,821,000					5	1,821,000
4	伊勢崎市					5	821,100	2	354,000	7	1,175,100	7	1,155,000					7	1,155,000
5	太田市					4	17,764,000	2	8,267,000	6	26,031,000	5	29,282,000			1	49,000	5	29,282,000
6	沼田市	4	4,193,000	4	4,193,000	6	1,883,000	1	2,655,000	7	4,538,000	3	557,000			4	3,981,000	7	4,750,000
7	館林市					5	1,404,000			5	1,404,000	5	1,328,000					5	1,328,000
8	洪川市					3	1,176,100	1	500,000	4	1,676,100	4	1,663,000					4	1,663,000
9	藤岡市					5	3,733,000	13	9,348,000	18	13,081,000	16	8,221,000	2	5,147,000			16	8,221,000
10	富岡市	2	5,896,800	2	5,896,000	2	3,110,000	3	5,677,000	5	8,787,000	5	6,987,000					7	12,883,000
11	安中市	1	350,000	1	140,000			11	5,142,000	11	5,142,000	9	1,165,000			2	3,975,000	10	1,305,000
12	みどり市					2	1,546,000			2	1,546,000	2	1,222,000					2	1,222,000
13	榛東村									0	0							0	0
14	吉岡町									0	0							0	0
15	上野村					2	110,000	2	7,100,000	4	7,210,000	4	4,339,000					4	4,339,000
16	神流町					3	1,946,000	3	1,752,000	6	3,698,000	5	3,754,000			1	700,000	5	3,754,000
17	下仁田町	6	10,335,000	6	8,172,000			22	8,640,000	22	8,640,000			6	4,212,000	16	4,081,000	6	8,172,000
18	南牧村					2	3,152,000			2	3,152,000	2	3,131,000					2	3,131,000
19	甘楽町					4	3,065,000	2	2,250,000	6	5,315,000	6	6,145,000					6	6,145,000
20	中之条町					3	1,540,000	1	1,743,000	4	3,283,000	4	3,261,000					4	3,261,000
21	長野原町					1	500,000			1	500,000			1	500,000			0	0
22	嬭恋村					6	1,220,000	3	436,000	9	1,656,000	8	703,000			1	500,000	8	703,000
23	草津町									0	0							0	0
24	高山村					6	9,629,000	4	25,841,000	10	35,470,000	9	40,954,000			1	8,875,000	9	40,954,000
25	東吾妻町					2	2,728,000	4	8,727,000	6	11,455,000	5	5,750,000			1	2,700,000	5	5,750,000
26	片品村					3	3,421,200	3	6,430,000	6	9,851,200	6	11,974,000					6	11,974,000
27	川場村					3	4,465,000	1	2,950,000	4	7,415,000	4	7,408,000					4	7,408,000
28	昭和村					4	2,760,000	1	2,945,000	5	5,705,000	5	5,687,000					5	5,687,000
29	みなかみ町	2	32,800,000	2	16,910,000	6	11,306,800	3	38,100,000	9	49,406,800	4	6,098,000	3	32,460,000	2	4,966,800	6	23,008,000
30	玉村町							2	1,351,000	2	1,351,000	2	1,112,000					2	1,112,000
31	板倉町					1	300,000	1	300,000	2	600,000	2	600,000					2	600,000
32	明和町					1	86,000			1	86,000	1	86,000					1	86,000
33	千代田町					1	181,000			1	181,000	1	163,000					1	163,000
34	大泉町									0	0							0	0
35	邑楽町					1	350,000			1	350,000	1	350,000					1	350,000
	県計	17	89,674,800	17	71,237,000	113	110,402,000	95	142,975,000	208	253,377,000	160	165,524,000	14	62,305,000	34	30,365,400	177	236,761,000

※「廃止」とは、採択された市町村提案型事業について、各事業実施主体が事業そのものの執行を取りやめること。

市町村提案型事業の事業内容（採択要件、補助対象経費など）

〇市町村提案型事業の事業内容は次のとおりです。（ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱別表1抜粋）

事業区分	細区分	経費の内訳		補助率等	国（当 及び該 県を以 て）の 事業と 併用し ない事 業に於 ては、 併用す るもの とする）	採択要件等	補助対象経費	重要な変更								
		経費の内訳	補助率等													
荒廃した里山・ 平地林の整備	整備	間接補助事業者が実施する会議開催、刈払い、伐倒（伐竹）、玉切り、集積、積込み、運搬等に対する補助に要する経費	森林はha当たり上限280千円 竹林はha当たり上限700千円	森林はha当たり上限280千円 竹林はha当たり上限700千円	市町村と土地権利者、事業実施者の権 利関係（10年間）に関する協定を締 結すること。	同一地につき1回とする。  対象は高木性樹種の苗木等とし、本事業の整備箇所 に植栽すること。  助成は、本事業の実施期間内かつ最長5年とする。  (1)同一地につき1回とし、入草、遺棄等に近接した樹木の伐倒や根張り本にやせやしい伐後 箇所、立竹密度の高く、更新の遅阻がある箇所のうち、生長等では整備が困難である箇所を市町 村が整備するものとする。 (2)市町村が実施する事業の補助金交付要綱別表1に規定する（ぐんま緑の県民基金市町村提案 型事業補助金交付要綱別表1）において承認を得た行為とする。 (3)対象については、次年度以降の継続実施を要するものとする。（ただし、竹材については当該事業 した年度から起算し3年以内の継続実施を要するものとする。）	需用費、役務費、 委託費、使用料及 び賃借料、工事請 負費、原材料費、 備品購入費、補助 金	(1)区分ごと の補助対象経 費の30%を超 える減  (2)区分内の 事業箇所の新 設・変更・廃 止  (3)区分相互 間における 30%を超える 経費の配分								
	苗木購入	間接補助事業者が実施する苗木等の購入に 対する補助に要する経費	ha当たり上限300千円	ha当たり上限300千円	(1)「群馬県の絶滅のおそれのある 野生生物（2012改訂版）」に野生絶 滅及び絶滅危惧種Ⅰ、Ⅱ類に指定さ れている種の生息環境の保護・保 活動を対象とする。 (2)市町村とNPO・ボランティア 団体等の連携事業の場合は、土地権 利者を念めた3者協定を締結する ものとする。				賃金、報償費、旅 費、薬用費、役務 費、委託費、使用 料及び賃借料、工 事請負費、原材料 費、補助金	(1)区分ごと の補助対象経 費の30%を超 える減  (2)区分内の 事業箇所の新 設・変更・廃 止  (3)区分相互 間における 30%を超える 経費の配分						
	管理	間接補助事業者が実施する会議開催、刈払い に要する経費	ha当たり上限80千円	ha当たり上限80千円							市町村が刈払機、粉砕機を購入し、貸与規 定を整備して本事業に取り組み間接補助事業者に貸与 する場合を対象とする。	賃金、報償費、旅 費、薬用費、役務 費、委託費、使用 料及び賃借料、工 事請負費、原材料 費、補助金	(1)区分ごと の補助対象経 費の30%を超 える減  (2)区分内の 事業箇所の新 設・変更・廃 止  (3)区分相互 間における 30%を超える 経費の配分			
	困難地整備 支援	刈払い、伐倒（伐竹）、玉切り、集積、積 込み、運搬等に要する経費	森林はha当たり上限500千円 （ただし、急傾斜地、地割り、500千円とする） 竹林はha当たり上限2,700千円 （ただし、急傾斜地、地割り、900千円とする） 特殊伐採は補助率1/2以内 （ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱別表1）に規定する （ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱別表1）に規定する	森林はha当たり上限500千円 （ただし、急傾斜地、地割り、500千円とする） 竹林はha当たり上限2,700千円 （ただし、急傾斜地、地割り、900千円とする） 特殊伐採は補助率1/2以内 （ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱別表1）に規定する （ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱別表1）に規定する										市町村が刈払機、粉砕機を購入し、貸与規 定を整備して本事業に取り組み間接補助事業者に貸与 する場合を対象とする。	賃金、報償費、旅 費、薬用費、役務 費、委託費、使用 料及び賃借料、工 事請負費、原材料 費、補助金	(1)区分ごと の補助対象経 費の30%を超 える減  (2)区分内の 事業箇所の新 設・変更・廃 止  (3)区分相互 間における 30%を超える 経費の配分
	刈払機、 粉砕機の 購入	刈払機、粉砕機等の購入に要する経費	補助率3/4以内 （ただし、刈払い機は1台当たり上限50千円、粉 砕機は1台当たり上限2,800千円とする）	補助率3/4以内 （ただし、刈払い機は1台当たり上限50千円、粉 砕機は1台当たり上限2,800千円とする）												
活動支援	(1)希少動植物の生息環境の保護・保全及び 地域住民等への啓発活動に要する経費 (2)間接補助事業者が実施する希少動植物の 生息環境の保護・保全及び地域住民等への 啓発活動に対する補助に要する経費	1事業当たり上限500千円 （ただし、継続して実施する場合、2年目以降は 1事業当たり上限250千円とする）	1事業当たり上限500千円 （ただし、継続して実施する場合、2年目以降は 1事業当たり上限250千円とする）	市町村が刈払機、粉砕機を購入し、貸与規 定を整備して本事業に取り組み間接補助事業者に貸与 する場合を対象とする。		賃金、報償費、旅 費、薬用費、役務 費、委託費、使用 料及び賃借料、工 事請負費、原材料 費、補助金	(1)区分ごと の補助対象経 費の30%を超 える減  (2)区分内の 事業箇所の新 設・変更・廃 止  (3)区分相互 間における 30%を超える 経費の配分									
付帯施設 の整備	上記の活動支援に必要と認められる施設整 備に要する経費	補助率1/2以内 （ただし、上限2,000千円とする）	補助率1/2以内 （ただし、上限2,000千円とする）		市町村が刈払機、粉砕機を購入し、貸与規 定を整備して本事業に取り組み間接補助事業者に貸与 する場合を対象とする。			賃金、報償費、旅 費、薬用費、役務 費、委託費、使用 料及び賃借料、工 事請負費、原材料 費、補助金	(1)区分ごと の補助対象経 費の30%を超 える減  (2)区分内の 事業箇所の新 設・変更・廃 止  (3)区分相互 間における 30%を超える 経費の配分							
森林環境 教育	(1)児童生徒や県民を対象とした森林環境教 育及び森林体験活動等に要する経費 (2)間接補助事業者が実施する児童生徒や県 民を対象とした森林環境教育及び森林体験 活動等に対する補助に要する経費	①基礎枠 上限2,000千円 （ただし、学校、教育関係団体及びNPO・ボラ ンティア団体等に間接補助する場合は1団体当た り上限300千円とする） ②加算措置 学校、教育関係団体が実施する森林環境教育・普 及啓発については、基礎枠を超える経費について 1校（団体）当たり150千円を上限として加 算する。	①基礎枠 上限2,000千円 （ただし、学校、教育関係団体及びNPO・ボラ ンティア団体等に間接補助する場合は1団体当た り上限300千円とする） ②加算措置 学校、教育関係団体が実施する森林環境教育・普 及啓発については、基礎枠を超える経費について 1校（団体）当たり150千円を上限として加 算する。							「活動支援」の対象事業のうち、施設整備が必要と認 められらるるもの対象とし、同一事業につき1回とす る。	報償費、旅費、需 用費、役務費、使 用料及び賃借料、 原材料費、補助金	(1)区分ごと の補助対象経 費の30%を超 える減  (2)区分内の 事業箇所の新 設・変更・廃 止  (3)区分相互 間における 30%を超える 経費の配分				
普及啓発	(1)森林の機能や重要性に係る普及啓発に要 する経費 (2)間接補助事業者が実施する森林の機能や 重要性に係る普及啓発に対する補助に要す る経費	補助率1/2以内 （ただし、上限10,000千円とする）	補助率1/2以内 （ただし、上限10,000千円とする）										次の要件を満たす森林を対象とする。 ①森林内に地元の重要な水源地が存在すること。 ②公的管理すること、水源涵養機能維持増進森林に区分されているか又は区分され ること、水源涵養機能維持増進森林に区分されているか又は区分されていること。 ③市町村森林整備計画の「水源涵養機能維持増進森林」に区分されていること。 ④県と森林管理及び転用禁止を定めた20年間の協定を締結すること。	報償費、旅費、需 用費、役務費、使 用料及び賃借料、 原材料費、補助金	(1)区分ごと の補助対象経 費の30%を超 える減  (2)区分内の 事業箇所の新 設・変更・廃 止  (3)区分相互 間における 30%を超える 経費の配分	
水源地域 森林の公 有林化	水源地域の森林の購入に要する経費	補助率1/2以内 （ただし、上限10,000千円とする）	補助率1/2以内 （ただし、上限10,000千円とする）													次の要件を満たす森林を対象とする。 ①快適環境形成機能や保樹機能維持増進森林に区分されているか又は区分されていること。 ②市町村森林整備計画の「快適環境形成機能維持増進森林」又は「保健文化機能維持増進 森林」に区分されているか又は区分されていること、水源涵養機能維持増進森林に区分されていること。 ③森林造成のための用地取得の場合は面積が0.3haを超え、市街化区域でないこと。 ④県と森林管理及び転用禁止を定めた20年間の協定を締結すること。
森林の公有 林化	平地林又は平地林を造成しようとする用地 の購入に要する経費	補助率1/2以内	補助率1/2以内	次の要件を満たす森林を対象とする。 ①快適環境形成機能や保樹機能維持増進森林に区分されているか又は区分されていること。 ②市町村森林整備計画の「快適環境形成機能維持増進森林」又は「保健文化機能維持増進 森林」に区分されているか又は区分されていること、水源涵養機能維持増進森林に区分されていること。 ③森林造成のための用地取得の場合は面積が0.3haを超え、市街化区域でないこと。 ④県と森林管理及び転用禁止を定めた20年間の協定を締結すること。		報償費、旅費、需 用費、役務費、使 用料及び賃借料、 原材料費、補助金	(1)区分ごと の補助対象経 費の30%を超 える減  (2)区分内の 事業箇所の新 設・変更・廃 止  (3)区分相互 間における 30%を超える 経費の配分									
森林の公有 林化	平地林又は平地林を造成しようとする用地 の購入に要する経費	補助率1/2以内	補助率1/2以内		次の要件を満たす森林を対象とする。 ①快適環境形成機能や保樹機能維持増進森林に区分されているか又は区分されていること。 ②市町村森林整備計画の「快適環境形成機能維持増進森林」又は「保健文化機能維持増進 森林」に区分されているか又は区分されていること、水源涵養機能維持増進森林に区分されていること。 ③森林造成のための用地取得の場合は面積が0.3haを超え、市街化区域でないこと。 ④県と森林管理及び転用禁止を定めた20年間の協定を締結すること。			報償費、旅費、需 用費、役務費、使 用料及び賃借料、 原材料費、補助金	(1)区分ごと の補助対象経 費の30%を超 える減  (2)区分内の 事業箇所の新 設・変更・廃 止  (3)区分相互 間における 30%を超える 経費の配分							
独自提案事業	ぐんま緑の県民税制度の目標を達成するた めの独自提案事業に要する経費	補助率1/2以内	補助率1/2以内							(1)ぐんま緑の県民税の趣旨・目標に照らし、適切な事業内容であると認められ、かつ第三 者機関である「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」の承認を得たものであること。 (2)管理運営経費、既存施設の維持修繕に充てるものではないこと。	報償費、旅費、需 用費、役務費、使 用料及び賃借料、 原材料費、補助金	(1)区分ごと の補助対象経 費の30%を超 える減  (2)区分内の 事業箇所の新 設・変更・廃 止  (3)区分相互 間における 30%を超える 経費の配分				



# ● 制度運営関係

## ○ 普及啓発

### リーフレットによる普及啓発

○ リーフレット：10,000部



### 市町村説明会・地元説明会

○市町村(学校・教育委員会を含む)職員を対象とした説明会(県内全域)

○地域からの要請にもとづく説明会の実施(沼田市)

### バスツアー

○「ぐんまの森林をトレッキング！歩こう、登ろう！ぐんまの森林ツアー」

県民を対象に、人工林の整備箇所や県内の豊かな森林を見学し、「ぐんま緑の県民税」と群馬の森林について理解を深めることを目的としたバスツアーを実施(参加者アンケートを実施)

- ・1回目:平成27年10月16日(金)  
北毛コースⅠ 玉原高原～みなかみ町竹林整備箇所  
参加者・・・前橋合庁発:25名  
太田合庁発:25名
- ・2回目:平成27年10月25日(日)  
北毛コースⅡ 玉原高原～みなかみ町竹林整備箇所  
参加者・・・前橋合庁発:25名  
高崎合庁発:24名
- ・3回目:平成27年10月28日(水)  
中毛コース 赤城山(覚満淵・小沼)～前橋市松くい虫被害地整備箇所  
参加者・・・前橋合庁発:14名



森林トレッキング(玉原高原)



森林トレッキング(覚満淵)



整備箇所見学(みなかみ町)



整備箇所見学(前橋市)

「ぐんまの森林をトレッキング！歩こう、登ろう！ぐんまの森林ツアー」の参加者に対しアンケートを実施し、ぐんま緑の県民税の理解度を調査すると共に、今後の普及啓発の参考とする

アンケート用紙(表面)

「ぐんまの森林をトレッキング！歩こう、登ろう！ぐんまの森林ツアー」  
中毛コース 参加者 アンケート

1. あなたの年齢は以下のどちらにあてはまりますか。  
10歳未満 10代 20代 30代 40代  
50代 60代 70代 80才以上

2. 森林トレッキングについてお聞かせください。  
楽しかった やや楽しかった ふつう やや楽しなかった 楽しなかった

3. 森林トレッキングの難易度についてお聞かせください。  
とても大変だった 大変だった ちょうど良かった 楽だった とても楽だった

4. 松食い虫被害地の整備箇所の見学についてお聞かせください。  
楽しかった やや楽しかった ふつう やや楽しなかった 楽しなかった

5. ぐんま緑の県民税に対する理解は深まりましたか。  
そう思う ややそう思う わからない ややそう思わない そう思わない

6. 「歩いて知ろう！ぐんまの森林ツアー」をどちらでお知りになりましたか。  
県のHP ラジオ 新聞  
群馬広報 知人 その他( )

7. 今回は、なぜ参加しようと思いましたか。  
ぐんま緑の県民税について知りたいと思ったから 山に興味があるから  
森林環境について理解を深めたかったから 参加費が無料だったから

8. また機会があれば参加したいと思いますか。  
是非参加したい 都合が合えば参加したい  
わからない 参加したいとは思わない

裏面に続きます。

アンケート用紙(裏面)

8. 森林トレッキングについて、ご意見・ご感想などございましたら、お聞かせください。

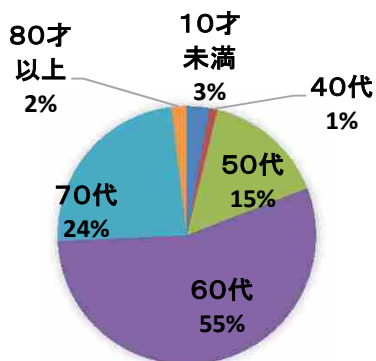
9. 松くい虫被害地の整備箇所の見学について、ご意見・ご感想などございましたら、お聞かせください。

10. ぐんま緑の県民税について、ご意見・ご感想などございましたら、お聞かせください。

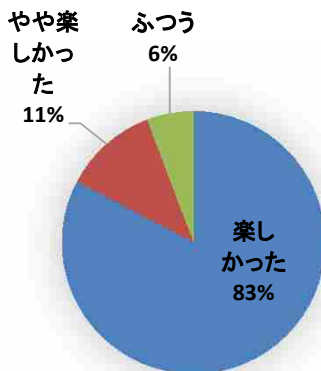
アンケートは以上になります。ご協力ありがとうございました。

○アンケート結果

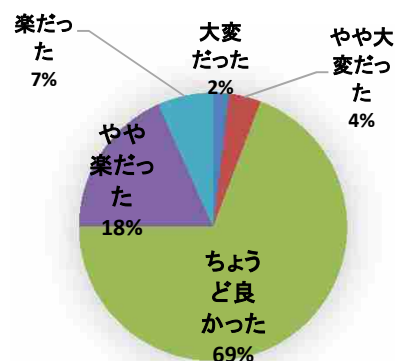
Q1 あなたの年齢はどちらにあてはまりますか



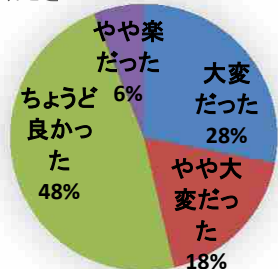
Q2 森林トレッキングについてお聞きください



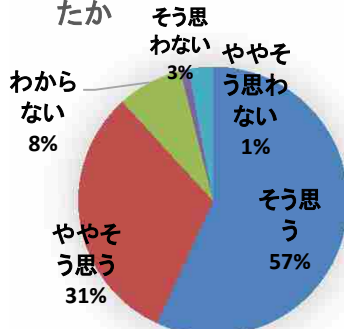
Q3 森林トレッキングの難易度についてお聞かせください



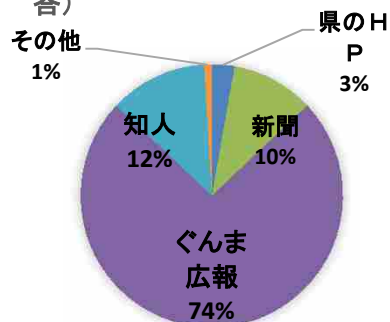
Q4 松食い虫被害地の整備箇所の見学／竹林の整備箇所の見学についてお聞かせください



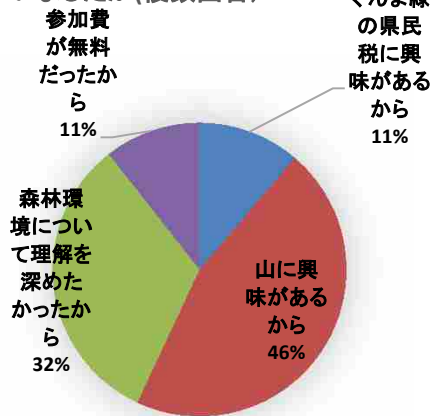
Q5 ぐんま緑の県民税に対する理解は深まりましたか



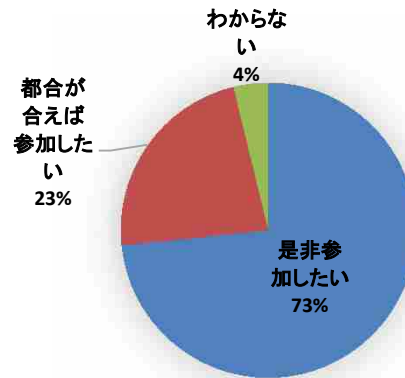
Q6 このツアーをどちらでお知りになりましたか(複数回答)



Q7 今回は、なぜ参加しようと思  
いましたか(複数回答)



Q8 また機会があれば参加し  
たいと思いますか



## 9. 森林トレッキングについてご意見ご感想などありましたらお聞かせください。

### ○主な意見

ガイドの解説が良かった(全コース通して多数意見)  
楽しかった、勉強になった( " )  
紅葉がきれいで気候もよかった(北毛Ⅰ)  
寒かったが自然を体験できて良かった(北毛Ⅱ)  
標本ファイルがよかった(中毛)

### ○次年度以降の改善につながる意見

年2回(春・秋等)開催してはどうか  
時期的に寒くないときがよい  
有料でもいいのでは  
天候が悪かったことを考えてお昼を食べる箇所を事前に調査して欲しい  
トレイがなくて困った(北毛)  
食事時間をもう少しとってほしい  
お弁当の用意があるとうれしい

## 10. 竹林の整備箇所の見学／松食い虫被害地の整備箇所について、ご意見・ご感想などがございましたらお聞かせください

### ○主な意見(北毛Ⅰ・Ⅱ)

竹林整備の現場を見学でき、勉強になった  
整備した後元に戻らないようにして欲しい(長期的ビジョンを持って、未永く)  
竹の利用方法を考える必要あり  
県民税を使って整備するのは賛成、又は仕方ない  
地主にも責任がある  
私有地に税金が使われているのが納得できない  
個人管理ができない土地であれば県や市に寄付するなどして税を使うべき

### ○主な意見(中毛Ⅱ)

松くい虫について知らなかった  
森林を守るために税金が使われていることが理解できた

## 11. ぐんま緑の県民税について、ご意見・ご感想などがございましたらお聞かせください

### ○主な意見

ぐんま緑の県民税について今回初めて知った。  
ぐんま緑の県民税についてよく、又は少し理解できた  
緑の県民税について内容があまり理解できなかった

県民税に賛成、又は仕方ない  
増額してもいいのではないか  
これ以上を税額を上げないで欲しい

賛成。有効に活用して欲しい  
個人所有の山に税金をつかうのはおかしい

県民税の認知度が低いのでPRを  
会計報告などを新聞等で報告して欲しい



## ○ 評価検証（評価検証委員会）

### ぐんま緑の県民税評価委員会

○「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」は、事業の内容検討、実績評価・効果検証を行うために設置された第三者機関です。大学教授等の学識経験者、森林の現状をよく知る森林所有者のほか、市町村、労働者団体、消費者団体、経済団体からの推薦により決定した10名の委員で構成されています。

（五十音順 敬称略）

氏名	職業・役職等	参考	任期	備考	第1回	第2回	第3回
内山 はるの	森林所有者	森林・林業関係者	H27.4.1～H29.3.31		○	○	○
金井田 好勇	館林市副市長	平地林代表市町村	H27.4.1～H29.3.31		○	○	○
金子 裕昭	連合群馬事務局長	納税者（労働団体）	H27.4.1～H29.3.31		○	○	○
鬼頭 春二	みなかみ町副町長	山地代表市町村	H27.4.1～H29.3.31		○	○	欠席
高橋 淳子	桐生大学短期大学部 生活科学科教授	学識経験者 （環境教育）	H27.4.1～H29.3.31		○	○	○
田村 辰夫	森林所有者	森林・林業関係者	H27.4.1～H29.3.31		○	○	○
西岡 喬	太田商工会議所副会頭	納税者（経済団体）	H27.4.1～H29.3.31		○	○	欠席
西野 寿章	高崎経済大学地域政策学部 観光政策学科教授	学識経験者 （森林環境保全）	H27.4.1～H29.3.31	委員長	○	○	○
松本 勉枝	群馬県生活協同組合連合会 女性協議会会長	納税者（消費者団体）	H27.4.1～H29.3.31		○	欠席	○
宮地 由高	群馬NPO協議会相談役	学識経験者 （NPO・ボランティア活動）	H27.4.1～H29.3.31	委員長代理	欠席	○	○
構成員数					10	10	10
出席者数					9	9	8

## ぐんま緑の県民税評価委員会開催状況

平成27年度については、ぐんま緑の県民税評価検証委員会を3回開催しました。開催の状況については次のとおりです。

### (1) 平成27年度第1回ぐんま緑の県民税評価検証委員会

平成27年8月17日(月) 9:30~11:30 県庁29階 第一特別会議室

#### ・出席者

委員:西野委員長ほか8名  
県:青木環境森林部長ほか13名  
事務局:林政課職員4名

#### ・主な議事

- ・平成26年度ぐんま緑の県民基金事業実績について
- ・ぐんま緑の県民税効果検証のための調査経過
- ・平成27年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業【第2次募集】の採択事業内容について

### (2) 平成27年度第2回ぐんま緑の県民税評価検証委員会

平成27年12月14日(月) 14:00~16:00 県庁7階 審議会室

#### ・出席者

委員:西野委員長ほか8名  
県:青木環境森林部長ほか13名  
事務局:林政課職員4名

#### ・主な議事

- ・平成26年度ぐんま緑の県民基金事業実施報告書について
- ・平成27年度ぐんま緑の県民基金事業の進捗状況について
- ・ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業の評価方法について

### (3) 平成27年度第3回ぐんま緑の県民税評価検証委員会

平成28年3月18日(金) 10:00~12:00 県庁7階 審議会室

#### ・出席者

委員:西野委員長ほか7名  
県:青木環境森林部長ほか13名  
事務局:林政課職員4名

#### ・主な議事

- ・平成27年度ぐんま緑の県民基金事業について
- ・平成28年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業について
- ・ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業の評価方法について

# ぐんま緑の県民税（森林環境の保全に係る県民税均等割超過課税）の仕組み

区分	個人	法人																																												
名称	この税は、税制上は「森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税」ですが、皆様に広く知っていただくための通称として「ぐんま緑の県民税」を使用し、周知に努めています。																																													
課税の方法	個人の県民税均等割、法人の県民税均等割に一定額を上乗せします。																																													
納める方	県内に住所がある人、事務所又は家屋敷などを持っている人（前年の所得金額が一定基準を下回るなど一定の条件を満たす人は非課税）	県内に事務所・事業所又は寮などを持っている法人等																																												
年間の納税額（率）	年間700円  <b>【個人の住民税均等割額】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>県民税均等割</th> <th>市町村民税均等割</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上乗せ前の均等割額</td> <td>1,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源（平成26年度から35年度までの10年間）</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>ぐんま緑の県民税（平成26年度から30年度までの5年間）</td> <td>700円</td> <td>— 円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,200円</td> <td>3,500円</td> <td>5,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	県民税均等割	市町村民税均等割	合計	上乗せ前の均等割額	1,000円	3,000円	4,000円	東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源（平成26年度から35年度までの10年間）	500円	500円	1,000円	ぐんま緑の県民税（平成26年度から30年度までの5年間）	700円	— 円	700円	合計	2,200円	3,500円	5,700円	資本金等の額により年間1,400円～56,000円 （県民税均等割の税額の7%相当額） <b>【法人の県民税均等割額】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>1千万円以下など</th> <th>1千万円超～1億円以下</th> <th>1億円超～10億円以下</th> <th>10億円超～50億円以下</th> <th>50億円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上乗せ前の均等割額</td> <td>20,000円</td> <td>50,000円</td> <td>130,000円</td> <td>540,000円</td> <td>800,000円</td> </tr> <tr> <td>ぐんま緑の県民税（7%相当額）</td> <td>1,400円</td> <td>3,500円</td> <td>9,100円</td> <td>37,800円</td> <td>56,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,400円</td> <td>53,500円</td> <td>139,100円</td> <td>577,800円</td> <td>856,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	1千万円以下など	1千万円超～1億円以下	1億円超～10億円以下	10億円超～50億円以下	50億円超	上乗せ前の均等割額	20,000円	50,000円	130,000円	540,000円	800,000円	ぐんま緑の県民税（7%相当額）	1,400円	3,500円	9,100円	37,800円	56,000円	合計	21,400円	53,500円	139,100円	577,800円	856,000円
区分	県民税均等割	市町村民税均等割	合計																																											
上乗せ前の均等割額	1,000円	3,000円	4,000円																																											
東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源（平成26年度から35年度までの10年間）	500円	500円	1,000円																																											
ぐんま緑の県民税（平成26年度から30年度までの5年間）	700円	— 円	700円																																											
合計	2,200円	3,500円	5,700円																																											
資本金等の額	1千万円以下など	1千万円超～1億円以下	1億円超～10億円以下	10億円超～50億円以下	50億円超																																									
上乗せ前の均等割額	20,000円	50,000円	130,000円	540,000円	800,000円																																									
ぐんま緑の県民税（7%相当額）	1,400円	3,500円	9,100円	37,800円	56,000円																																									
合計	21,400円	53,500円	139,100円	577,800円	856,000円																																									
納税の方法	個人の県民税として、個人の市町村民税と併せて市町村に納税していただきます（個人の県民税は市町村から県へ払い込まれます）。	法人の県民税として、従来の申告書により、直接県に申告納付していただきます。																																												
導入の時期	平成26年度課税（平成25年所得分）から	平成26年4月1日以後に終了する事業年度分から																																												
課税の期間	5年間																																													
税収見込額	約8.2億円（個人：約6.6億円 法人：約1.6億円） ※金額は平年度ベース。初年度の平成26年度は約6.2億円。																																													
使い道の明確化	ぐんま緑の県民税の税収に相当する額を「ぐんま緑の県民基金」に積み立てた上で、森林環境を保全するための施策に充て、使い道を明確にします。																																													
事業内容の検討・評価	県民等で構成する第三者機関「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」において、事業の内容検討・実績評価・効果検証などを行います。																																													

○税の使い道など森林保全に関すること／環境森林部林政課  
Tel: 027-226-3214 Fax: 027-223-0154

○税の仕組みに関すること／総務部税務課  
Tel: 027-226-3771 Fax: 027-221-8096

○ この実施報告書 VI資料集に関するお問い合わせ先

群馬県環境森林部 林政課 林政推進係  
〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1  
Tel: 027-226-3278 Fax: 027-223-0154  
E-mail: rinseika@pref.gunma.lg.jp



○ ぐんま緑の県民税ホームページ  
<http://www.pref.gunma.jp.04/e3000101.html>